

オープンデータ利用規約の概要

奥州市オープンデータサイトにおいて公開するデータ（オープンデータ）の利用に際しての規約を次のように定めます。

I. オープンデータサイトの利用

- ◆規約に従うことで、誰でも利用可能
⇒複製、公衆送信、翻訳及び変形等の翻案など、営利目的又は非営利目的であるかを問わず利用可

II. オープンデータサイトへのリンク

- ◆サイトへのリンクは自由
リンクの設定の際のルール
①オープンデータサイトへのリンクである旨明示すること
②他ウェブサイトオープンデータサイトが組み込まれるような設定をしないこと

III. 知的財産権の取扱い

- ◆「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際」に基づき利用
- ◆データに第三者の著作権等が含まれている場合、利用者の責任で許諾を得る
- ◆利用に係るライセンス等を表示する
⇒データを改変する場合、その旨記載
⇒改変した情報を、あたかも市が作成したかのような状態で公表等しないこと

IV. 免責事項

- ◆データの完全性等について、市は保証を行うものではない
⇒内容の完全性、正確性、有用性、安全性等について、保証を行うものではない
⇒掲載されている情報は、すべてを網羅するものではない
- ◆データ利用等により生じた結果について、市は責任を負わない
- ◆利用者の規約違反、第三者の権利侵害に起因して生じた請求等について、市は責任を負わない
⇒利用者自身の費用と責任で解決
- ◆公開するデータは、予告なく名称、内容等の改変や削除がある
⇒データは、あくまで公開時点における情報
- ◆オープンサイトのリンク切れ等の影響について、市は責任を負わない
⇒サイトのアドレスは、トップページを含めて予告することなく変更する場合がある
- ◆不可抗力によってサービスが停止したことを起因とする損害について、市は責任を負わない
⇒停電、天災その他、ウイルスや第三者の妨害行為等による停止による

V. 市への弁償

- ◆市に費用の支払いが発生した場合、利用者は当該費用を弁償する
⇒利用者の規約違反、第三者の権利侵害に起因して生じた請求等

VI. 他サイトの利用規約との関係

- ◆オープンデータが他サイトで公開されている場合、本規約が優先

VII. 利用規約違反への対応

- ◆規約違反が発見された場合の連絡先を明記

VIII. 準拠法等

- ◆本規約は、日本国法に基づいて解釈
- ◆紛争が生じた場合、相互満足できる解決を目指す
⇒司法的判断を求める場合、盛岡地方裁判所が第一審の専属的管轄裁判所

IX. 使用言語

- ◆手続・問合せ等の使用言語は日本語